

4 広報 ひがしよしの

2023
(令和5年)
4月号
Vol. 600



松本 尊祥くん

定 新くん

高 穂真さん

小嶋 つゆみさん

小学校1年生 入学おめでとう 東吉野小学校での新生活を楽しんでね！

第1回

定例会

令和5年度予算決まる

令和5年第1回村議会定例会が、3月3日から10日までの8日間の会期で開かれ、条例の制定や一部改正、令和5年度の一般会計・各種特別会計の当初予算などが審議され、いずれも原案どおり可決・同意されました。

そのあらましをお知らせします。

◆教育委員会委員の任命

委員の樋口敦徳氏の任期が令和5年6月16日をもって満了するので、引き続き教育委員会委員として再任するものです。

◆専決処分報告

◆会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

令和4年度人事院勧告に基づく、本年度の一般職の職員の給与水準改定に伴い、会計年度任用職員につきましても給料月額が引き上げられ、令和4年4月

から適用されることに伴い、専決処分をしたものです。

◆東吉野村個人情報保護法施行条例の制定及び東吉野村個人情報保護審査会条例の制定

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報保護制度の見直しが行われ、制度を実施する主体（民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体）によって適用される法令が異なることとなっていたものが、個人情報保護に関する法律に一本化されたことにより、本村を含む地方公共団体（議会を除く。）においても、改正法の規定が適用されることとなるため、東吉野村個人情報保護法施行条例において同法の施行に關し必要な事項を定め、従前の東吉野村個人情報保護条例を廃止することと、東吉野村個人情報保護審査会の設置や運用に関する事

項を定めていました、当該条例の廃止に伴い、新たに東吉野村個人情報保護審査会条例を制定するものです。

◆東吉野村議会の個人情報の保護に関する条例の制定

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び民間事業者での個人情報取扱いについては、各機関を対象として制定された法令や条例等により保護等が行われてきましたが、地方議会は適用除外となるため、独自の個人情報保護制度を各議会が設けることとなり、本村議会でも「東吉野村議会の個人情報の保護に関する条例」を制定する必要があるため所要の条例整備を行うものです。

◆地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

地方公務員法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、定年引き上げに係る60歳を超える職員の給与の特例や降給に関する必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため関係条例の一部改正及び廃止をするものです。

◆東吉野村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

過疎化及び産業、就業構造の変化等により、本村における消防団員数が年々減少している状況でありますので、実団員数にあわせ条例定数を見直し、140名から120名に改正するものです。

◆東吉野村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

副村長に鍵谷典秀氏



本村副村長としてご活躍いただいております米川浩氏が、令和5年3月31日をもって任期満了となり、その後任に、令和5年4月1日付けで鍵谷典秀氏が就任しました。新副村長鍵谷氏は、昭和58年4月に東吉野村に採用されて以来、地域振興課などに在籍、平成23年4月には税務保険課長、平成24年4月からは、総務企画課長を歴任されました。本村小川在住。59歳。

教育長に橋本眞一氏



本村教育長としてご活躍いただいております峠隆司氏の退任により、その後任に、令和5年4月1日付けで橋本眞一氏が就任しました。新教育長橋本氏は、昭和60年4月奈良県教職員に採用され、県内小学校の勤務を経て、平成13年4月東吉野村立小川小学校に配属されて以来、平成25年4月には東吉野小学校教頭、平成29年4月東吉野中学校校長、令和3年4月からは東吉野小学校校長を歴任されました。奈良市都祁在住。60歳。

放課後児童健全育成事業における、みなし支援員に係る経過措置の延長が必要なことから所要の改正を行うものです。

◆東吉野村国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険制度の県単一化に伴い、県では令和6年度を目途に、県内どこに住んでいても保険料水準が同じになることを目指していくことから、本村の保険税率も平成30年度より段階を追って、改正していくものです。

◆やはた温泉条例の一部改正及びたかすみの里条例の一部改正

当該施設の使用許可の制限につきまして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」における、合理的配慮や不利益な取扱いを禁止する観点から見直しをおこない、精神障害を理由とする制限条項を削除する改正を行うものです。

◆公の施設における指定管理者の指定

「ふるさと村」「やはた温泉」「たかすみの里」の3施設におきまして、平成20年度から奈良交通株式

会社を指定管理者に指定し民間の経営ノウハウをもって堅実な経営に取り組んでいただいているところですが、令和5年3月31日をもって、この指定管理期間が満了となりますので、引き続き、バス運行をはじめ広報、宣伝等の集客手段に独自の能力を有し、3施設と路線バスとの相乗効果による利用客増加が期待できる奈良交通株式会社を、指定管理者として指定するものです。

◆東吉野村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定に関する協議

本村の森林保全にあたり、奈良県フォレストスターの知見を活かした皆伐の方法や確実な再造林への指導、無届伐採等に対する行政指導・処分を強化・徹底するため「東吉野村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約」を制定するものです。

◆令和4年度東吉野村一般会計予算を補正

令和4年度東吉野村一般会計補正予算(第6号)は9392万円の減額補正です。主な内容は次のとおりです。
・ふるさと東吉野応援基金への積立金 △229万5千円

- ・国の自治体オンライン手続推進事業に伴う、基幹システム標準化・共通化対応支援業務委託経費 △495万円
- ・大字鷲家区の空き建築物解体事業補助金 △693万4千円
- ・小栗栖・中黒地区地籍調査業務委託料 △126万5千円
- ・新型コロナウイルスワクチン集団接種経費 △715万8千円
- ・介護保険事業者物価高騰対策支援事業補助金 49万8千円
- ・選挙費、村長選挙及び村議会議員選挙費 △1108万円
- ・参議院議員選挙費 △114万8千円
- ・「オフィスキャンブ東吉野」の2022グッドデザイン賞経費 △30万円
- ・地域おこし協力隊起業支援補助金 △100万円
- ・平野地区の移住・定住促進住宅整備事業の関係経費 △3102万1千円
- ・ふるさと村及びびやはた温泉修繕経費 △378万5千円
- ・高齢者福祉交流会に係る出演者謝礼等関連経費 △86万9千円
- ・見守りサービスインターネット利用料 △37万8千円
- ・障害者自立支援給付費 △243万9千円

- ・手話奉仕員養成事業委託料 △25万円
- ・出産・子育て応援交付金の現金給付を行う経費 45万円
- ・児童手当費 △73万円
- ・各種検診委託料、予防接種委託料、緊急風しん抗体検査等委託料、高齢者インフルエンザ予防接種補助金及び小児インフルエンザ予防接種補助金 △244万円
- ・合併処理浄化槽設置事業補助金 △133万円
- ・簡易水道事業費特別会計繰出金 △1万5千円
- ・宇陀衛生一部事務組合負担金 △135万2千円
- ・有害鳥獣防除施設設置事業補助金及び農産物生産奨励補助金 △173万2千円
- ・有害獣駆除報償 △31万1千円
- ・混交林誘導整備事業費 △754万8千円
- ・村産材生産促進事業補助金 △35万6千円
- ・一般報償及び団体負担金 △71万3千円
- ・「杉風舎」修繕経費 △93万2千円
- ・既存木造住宅耐震診断委託料 △15万円
- ・既存木造住宅耐震改修事業補助金 △50万円

- ・村道危険立木伐採及び道路維持修繕工事費 △260万円
 - ・道路改良及び舗装改良経費等 △777万3千円
 - ・大豆生地区急傾斜地崩壊対策事業負担金 621万円
 - ・災害復旧費、公共土木施設災害復旧費 △175万2千円
 - ・国県支出金等返納金 402万8千円
- この補正で一般会計の予算総額は26億451万3千円となりました。
- ◆令和4年度東吉野村簡易水道事業費特別会計予算を補正**
- 令和4年度東吉野村簡易水道事業費特別会計補正予算(第3号)は1942万6千円の減額補正です。
- その主な内容は次のとおりです。
- ・漏水調査委託料 △33万5千円
 - ・消費税及び地方消費税不用額 △320万円
 - ・光熱水費 100万2千円
 - ・遠隔監視装置整備工事 △228万円
 - ・小浄水場膜ろ過設備整備工事 △1038万円
 - ・公営企業共同負担金 △423万3千円

この補正で同特別会計の予算総額は1億8398万5千円となりました。

◆令和4年度東吉野村後期高齢者医療特別会計予算を補正

令和4年度東吉野村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は16万7千円の増額補正です。

この補正で同特別会計の予算総額は4821万7千円となりました。

◆令和5年度当初予算を議決

令和5年度の当初予算として一般会計26億4529万8千円をはじめ、学校給食事業費特別会計2951万1千円、国民健康保険事業費特別会計2億8694万8千円、簡易水道事業費特別会計1億5501万3千円、介護保険特別会計4億6823万3千円、後期高齢者医療特別会計5015万4千円が決まりました。

主な施策の内容、主要事業等は、次ページから掲載しています。



主な施策の内容（村長施政方針より）

令和5年度は、少子高齢化の進行や人口減少への対応、公共施設等の老朽化対策など課題はありますが、引き続き財政の健全性に配慮しつつ、事務事業の見直し等により経常的経費の削減合理化に努め、一方では限られた大切な自主財源を地方創生施策の中核をなす若者移住定住・子育て支援施策、高齢者福祉施策、産業振興・雇用施策、教育・文化・地域づくり施策といった主要施策に重点的に配分し、村の発展に資する資源投資を積極的に図りつつ、既存事業については村の活性化につながる見直しと工夫を加え、節度ある財政運営を行い東吉野創生に向けて取り組むこととしております。

本村での雇用を創出し、子育てしやすい村づくりを進め、若い世代の移住・交流を促進することで新しい人の流れをつくり、人々が集う魅力的な暮らしやすい村をつくることで、若い世代の移住と出生率の向上を図り、転出を抑制し、人口減少に少しでも歯止めをかけるため策定した「東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略」いわゆる村地方創生総合戦略の推進において、クリエイティブヴィレッジ構想の推進や小さな道の駅ひよしのさとの整備あるいは小川のまちの再生といった施策に積極的に取り組み、移住定住の面では、平成26年度から57世帯116人の若者と子どもが増えるなど、具体的な成果を出しております。引き続き切れ目のない取り組みを進め、総合戦略に定めた数値目標を達成するため東吉野創生施策の中核となる事業の発展・深化を図ってまいります。

また、これまでの村づくりの成果と課題を踏まえ、令和3年度から10年間の村づくりの基本方向と施策を総合的、計画的に示した「東

吉野村第4次基本構想」では、「都市とのつながりを築き、移住・交流を促進し、新しい人の流れをもたらす村づくり」「安全安心で住みやすく、多様な人々がお互いを尊重しながら、心豊かに暮らせる村づくり」「森林と清流などの自然資源、深遠な歴史・文化、豊かな農林水産物等の地域資源が生かされ、村内外の多様な人々が活動する魅力ある村づくり」を村づくりの基本理念とし、10年後の東吉野村の将来像を「まちから むらから 人が集う木と水のふるさと」として、「夢と希望が叶う選ばれる魅力ある村」「誰もが自分らしい働き方で活躍する村」「美しく清らかな森林と清流に包まれて、みんなの笑顔があふれる村」になる村づくりに取り組んでまいります。

緑なす山並みと清流高見川に代表される、豊かな自然と人情あふれる東吉野村に生まれたことを誇りに思い、この自然と歴史文化、地域の絆を次の世代に伝えると共に、村民の皆様の幸せのため、私の一貫した政治信条「公平無私」「誠心誠意」のもと、全身全霊を傾けて村の発展・躍進に向けて取り組んでまいり所存でございますので、引き続き皆様の力強いご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 都市と往来と移住を進める村づくり

（1）移住・定住の促進

クリエイターな若者が本村に移住定住して活躍することにつなげる「クリエイティブヴィレッジ構想」を推進し、若者移住・定住の拠点施設「オフィスキャンプ東吉野」も開設から丸8年が経過し、多くの方に「活用いただき、利用者の中から村への移住者も増え一定の成果が出ているところです。

環境づくりの一環として整備した光ファイバー網によりインターネット高速通信が可能となり、オフィスキャンプ東吉野の運営を担っ

ていただいているコーデイネーターのもと、利用者とのネットワークを広げていただき、村での体験活動や交流活動を通じて今後多くの若者の本村への移住・定住につなげてまいります。

若者の移住にとって大きな課題である住宅につきましても、村にご寄贈いただいた空き家を活用した移住定住促進住宅や移住体験住宅の改修整備、村営住宅の新築により確保してまいります。

空き家バンクの運用につきましては、区長様はじめ村民の皆様のご協力のもと、空き家登録も増え20戸を超えるストックも確保しております。空き家改修助成制度や移住希望者への情報提供・各種相談に応じるワンストップサービスの運用をはじめ移住しやすい環境を充実し、本村への移住者の増加につなげていくところであります。また、空き家につきましては、放置すれば倒壊する恐れがあるものや、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす適切な管理が行われていない空家が年々増加していることから、「東吉野村空家等対策計画」に基づき、所有者の協力を得ながら、地域住民の身体、生命、財産を保護し、生活環境の保全を図り、必要にあわせて空家等の利活用を促進してまいります。

都市部の若い人材が本村に移り住んで地域づくり活動に携わる地域おこし協力隊につきましても、現在、陶芸、農業、文化芸術の情報発信を通じた地域づくりといった活動に3名が従事しており、3年の任期を終えた後も、本村に居住していただけるよう、活動をサポートしてまいります。また、集落支援員につきましても、現在3名が従事しております。新年度は地域おこし協力隊3名、集落支援員6名の体制となり、引き続き活動への支援を続けてまいります。また、地方創生事業の一環として、東京圏から村に移住した者に定額の移住支援金を交付する事業につきましても引き続き積

極的に参加していきます。

本村の魅力発信するとともに、空き家バンク等の移住情報の提供など、移住を希望する人が本村で快適な生活が送れるよう受け入れ支援や体制の充実強化を図ります。

(2) 観光・交流の促進

村内での就業の場の確保を図り、本村の文化・観光・交流の拠点施設として、ふるさと村、やはた温泉、たかすみの里を設置しております。これら3施設につきましては、リピーターを中心に一定の利用者を確保しており、設備の更新や施設の改修を計画的に実施しながら、指定管理者である奈良交通株式会社の経営ノウハウを最大限活用し、さらなる誘客に力を入れていきます。

かつての鮎釣りの活気を取り戻すため、村漁業協同組合が実施している鮎漁業の振興につきましては、村として応分の助成を行ってきており、ここ数年来釣り客が増加して夏の風物詩が戻りつつあることから、引き続き支援を続けていきます。

天誅組終焉の地として志士達を慰霊・顕彰する取り組みが続いているところですが、とりわけ本年は明治維新のさきがけである天誅組義挙から160年という節目の年にあたります。五條市と連携を図り、天誅組160年顕彰記念事業実行委員会を組織し、天誅組史跡ウォーキングや記念講演会、関連イベントを実施したいと考えております。これら記念事業を通じ、若き命を散らした志士たちの慰霊を続けてこられた先人の思いを受け継ぎ、志士たちの偉業を広く顕彰し、村民の皆様にもご参加いただくとともに、多くの方々にも本村を訪れていただき、ゆかりの地域や人々との絆や交流を一層深めることにより、東吉野村を全国に発信していきます。

また、天誅組ゆかりの市町との交流活動につきましても、引き続き津野町、梶原町、刈谷市との人的・物的交流を実施し、絆を深め

ていきます。そして、天忠組ゆかりの4市町村連携協議会が実施している事業につきましても、引き続き新たな企画のもと取り組みを続けていきます。

本村の動物として認定されたニホンオオカミをイメージした本村のマスケットキャラクター「ひよしちゃん」と積極的にイベント等に参加することで村をPRしていきます。

吉野郡8ヶ町村(吉野町・下市町・黒滝村・天川村・北山村・上北山村・川上村・東吉野村)で連携して魅力を発信する取り組み「森に育まれ、森を育んだ人々の暮らしとこころ」美林連なる造林発祥の地吉野」が、平成28年に文化庁の実施する日本遺産として認定され、令和4年度に認定継続となりました。引き続き村の歴史文化の魅力や林業文化を発信していきます。

村民の皆様の世代を超えた元気力や文化力をいかんなく発揮していただいている「東吉野まるごとフェスティバル」は、文化展覧会、健康フェスティバル、農林産物品評会、文化発表会、模擬店、フリーマーケット、堺市、刈谷市、宇陀市や松阪市のコーナー等盛りだくさんの内容のもと、村のシンボルイベントとして村内外から多くの参加をいただいております。近年は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から規模を縮小しての実施となりましたが、新年度につきましては、コロナ禍前の賑わいのある内容で実施できるように計画していきます。

村発足60周年記念事業を契機に始まった観光地のライトアップにつきましては、非常に好評であることから継続して実施し、村を代表するイベントとして定着させていきます。また、役場若手職員が中心となって企画、準備しているイベント「F.A.M.」につきましても、新たな発想のもと実施し、多くの方に村の自然の魅力を体感していただきたいと考えております。

年間20万人の来園者がある県東部地域の振興拠点「うだ・アニマルパーク」において毎月第3土曜日と日曜日、県と連携したプロモーション活動として開催されている「アニマルシェ」において村の魅力を発信し、来園者を村への周遊に繋げる取り組みを続けていきます。本村の有する豊かな自然環境や歴史文化等、本村の持つあらゆる地域資源を活用して、村の活性化、村への入り込み客や交流人口、関係人口の増加につなげていきたいと考えております。

(3) 企業・大学との連携・交流

小川のまちの再生の実現に向け、平成29年3月14日に「奈良県と東吉野村とのまちづくりに関する包括協定書」を締結し、当該地区の持続的発展及び活性化を図ることを目的として「東吉野村小川地区まちづくり基本構想」を策定。平成31年4月12日には「まちづくりに関する基本協定書」を締結。令和2年3月、まちづくり構想の実現に向け「まちづくり基本計画」を策定しました。事業推進に向けた取組といたしまして、空き家、空き店舗を活用したサテライトオフィス整備事業を計画・実施しており、奈良女子大学とも協働連携協定を締結し、様々な支援やアドバイスを受けて進めているところ です。

奈良女子大学が従来から活動拠点としてきた三尾地区にある旧四郷小学校での活動も、校舎部分全てを活動領域に広げていただいております。三尾地区の賑わいの拠点となることを期待しているところです。また、奈良女子大学と奈良教育大学を運営する奈良国立大学機構において、自治体や企業との更なる連携・協働体制の構築等を推進し、課題解決に向けた取り組みを実施するため「奈良カレッジズ連携推進センター」が開設され、その活動拠点の一つが旧四郷小学校となっております。

林業の公益的機能に着目した林業振興の一端として、友好都市堺市の協力を得て、コス

モ石油株式会社堺製油所が村有林等で展開している里山保全活動、いわゆる「コスモの森づくり事業」につきましては、年2回の間伐作業や薪づくり作業等林業体験活動を引き続き実施し、都市住民の方の林業への関心を高めていきたいと考えております。

大学や企業、NPO法人等のまちづくり支援団体との継続的な連携交流など、地域づくりを支える関係人口の創出・拡大に取り組みます。

2 夢と希望の叶う村づくり

(1) 林業の振興

木材の自給率は平成23年度から10年連続で上昇していましたが、令和3年の木材自給率は41.1%となり、前年に比べて0.7ポイント低下しました。国産材需要への高まりが期待されつつあるものの、依然として木材価格は低迷を続け林業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。本村におきましては、林業基盤に力を入れるべく吉野中央森林組合と連携して、美しい森林整備事業や施業放置林整備事業に相当量の事業費を投入し、作業道整備につきましても国・県の助成に加えて村単独の上乗せ助成を実施して、順次整備しているところとです。本村林業振興にとって不可欠なヘリコプター出材への支援方策につきましても、これまで機会あるごとに国・県に働きかけを行ってきましたが、各関係機関および関係市町村と連携をとりながら方策を見出し、いかなければならないと考えております。

国において、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が公布され、国民全てが森林を保全していくという考えのもと森林環境税制度を導入し新たな森林経営管理システムがスタートしています。本村に割り当てられる森林環境譲与税の使い道につきましては、現在、森林所有者意向調査事業に着手しており、

新年度においても意向調査を進めつつ、施業放置林整備事業、村産木材製品等のPR等、将来の林業振興を見据え有効に活用していきます。また、林道伊豆尾線の橋梁老朽化に伴う架替事業への助成も行っています。

県では、持続可能な林業、木材産業を実現するため「奈良県フォレストアカデミー」において、スイスの森林環境管理制度を参考に人材の養成をしており、本年4月に県フォレストアカデミー7人が本村のほか五條市、吉野町、黒滝村、野迫川村、十津川村、川上村に配置されることとなりました。今後、県とも連携を図りながら、新たな森林経営、管理体制づくりについて具体的な施策が実施されることとなります。

東吉野材の流通拡大を図るため、創業者が村出身である西垣林業株式会社が桜井市内の浜で「東吉野材まつり市」を開催していただいております。東吉野材の往年の活況を少しでも取り戻す励みとなればと新年度も村として引き続き支援していきます。

(2) 農林水産商工業の活性化

「小さな道の駅 ひよしのさと」の整備を契機として、本村の農業振興にも力を入れていくところです。担い手への農地集積・集約化を促進し、農業経営の効率化に取り組みとともに、農業指導講座や農業資器材購入等への助成制度も引き続き実施し、村民の皆様への作物づくりを支援していきます。

村内での消費喚起を促進するため商工会の協力のもと実施しておりますプレミアム付き商品券の発行につきましても、毎年継続して村民の皆様と事業者が一体となって取り組んだことで、村民の皆様笑顔、活気ある経済が着実に戻ってきたと感じているところであり、引き続き実施していきます。

農作物被害対策につきましても、駆除対策として捕獲檻や捕獲用罫を村内各地に設置し、村猟友会の協力のもと毎年相当数の鹿等の捕

獲実績を挙げていただいております。また、防除対策として村単独での有害獣防止施設設置助成制度により防護柵設置の支援を行い村民の皆様にご利用いただいているところから、引き続きこれら制度の運用を続けながら村猟友会の協力のもと有害獣対策に取り組みしていきます。

(3) 農林水産商工業のあらたな展開

村の特産品の加工・販売を核として、トイレ、駐車場、コミュニティバス・路線バスの乗り入れ場といった、多目的な機能を併せ持つ新たな施設「小さな道の駅 ひよしのさと」がオープンして5年余が経過することとなります。「ひよしのさと加工センター」につきましては、味噌、よもぎ関連商品等に加え柚子を使った新商品やふるさとの味である朴の葉寿司、さらには首都圏向けの新商品の開発等特産品づくりに意欲的に取り組んでいるところです。特産品の開発につきましては、国の「農山漁村振興交付金(山村活性化対策事業)」を活用し、新年度から3年計画で地域資源を活用した新商品の開発等を実施します。「ひよしのさとマルシェ」につきましては、特産品や日常生活用品を品揃えしたコンビニエンスストア、村内で生産される農林産物の直売所、イートインコーナー、観光案内や交流スペース等を有する施設であり、焼きたてパンや軽食も人気を集め、村内外の皆様にご利用いただいているところです。これら施設の管理運営は、「有限会社小さな道の駅ひよしのさと」に委ねており、相当数の村民の雇用も実現できているところですが、今後も雇用創出の場づくりと経営基盤の強化を図っていきます。

村の特産品につきましては、引き続き堺市のハーベストの丘やアンテナショップの杉風舎、またJAのまほろばキッチンをはじめとした各店舗での販売、堺市、刈谷市、松阪市、あるいは東京都、名古屋市等各地域で開催されるイベントに参加し販路拡大に努め、村の

農林産物の振興を図っていきます。
村内関係団体や有志の方で構成する「山の学
校協議会」活動として、間伐材を利用した薪づく
りツアーや炭づくりツアーを実施していた
だいており、山に親しみ、木を活用した活動
として引き続き取り組んでいきます。

(4)新しい働き方、新しい「しごと」づくり
働き方改革が目されるなか、多様な働き
方の選択肢のひとつとして、企業が遠隔拠点
を持つサテライトオフィスに関心を示してお
り、新しい人の流れをつくり、人々が集う魅
力的な暮らしやすい村をつくるため、村に寄
贈いただいた空き家や、村が購入した空き店
舗を活用し、小川地区においてサテライトオ
フィス(3社分)の改修整備を行いました。1
社分については兵庫県の企業に利用いただ
いており、現在2社分の募集を行っております。
テレワークやワーケーションなど、ウイズコ
ロナ・アフターコロナ時代にふさわしい働き
方を考える企業等のサテライトオフィス誘致
に取り組み、より多くの人材や企業を呼び込
み、新しい仕事の創出を図っていきます。

3 子育て環境の充実

(1)子育て環境の充実

子育て支援施策につきましては、乳幼児か
ら高校生までの医療費無料化、高校生までの
インフルエンザワクチン予防接種費用の全額
助成、大学、専門学校生や高校生の通学バス
定期代の8割助成、小学生の遠足費用の全額
助成、給食費や修学旅行費用の半額助成、幼
児教育・保育の無償化も実施しております。
令和2年度を初年度とする5カ年の「第2期東
吉野村子ども・子育て支援事業計画」に沿って
子育て支援のための施策を総合的に推進する
ことで、結婚、子育てを希望する若者が安心
して結婚、妊娠から出産、子育てができるよう、
切れ目のない支援と子育てしやすい環境づく

りに努めていきます。

また、令和4年度に国がスタートさせた出
産・子育て応援事業につきましては、妊娠期
から出産・子育てまで一貫して身近で相談に
応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴
走型相談支援と経済的支援とを一体的に実施
し、安心して出産・子育てができる環境整備
に努め育児の負担を軽減していきます。妊娠・
出産で合計10万円支給し、1児あたり42万円
支給されている「出産育児一時金」は、新年度
より50万円に引き上げられます。

(2)学びの環境の充実

子どもたちは村の宝であり、村の次代を担
う貴重な人材であることから、教育の振興に
引き続き力を傾注することとし、首長と教育
委員で構成する総合教育会議において策定し
た、本村の教育、学術、文化の振興に関する
総合施策である「東吉野村教育大綱」に基づき、
教育委員会との密接な連携のもと、教育内容
の充実や子どもの安全・安心を守る体制の構
築に努めていきます。

教育内容につきましては、一人一人の主体
性を生かし、歴史文化と自然に恵まれた素晴
らしい環境の中で子どもたちが大きな夢と希
望を持って学習できるように、確かな学力・体力・
豊かな心の育成を目指すことを教育目標とし
て取り組んでいただいております。本村の児
童・生徒は学力はもとより、体力、学習意欲、
規範意識において県下有数の成績を維持して
おり、小規模校としての特色を生かした、こ
ども園、小学校、中学校の連携教育にも力を
入れながら、本村の優れた教育実践を今後と
も継続していくため、村として教育活動を最
大限支援していきます。また、子どもたちが
生まれ育った地域への理解を深める取組を実
施することで郷土愛を育みます。

学校教育の場においては、GIGAスクー
ル構想を実現するために高速大容量の校内通
信ネットワークの整備を行ったところであり、

従来の教科書と組み合わせ、学習者用デジ
タル教科書を授業に取り入れており、児童生
徒の興味・関心を高めるとともに、主体的な
学びを育んでまいります。また、デジタルド
キュメントを導入するなど、児童生徒1人1台のタ
ブレットを有効に活用して、全ての子どもが、
それぞれの認知の特性に応じた学び方で、主
体的に基礎的な学力を身に付けることによつ
て、問題を解決する力を身に付けられるよう
に努めていきます。また、対面での授業が困
難な状況においても学びを止めないための取
組を進めます。

外国語指導助手(ALT)の積極的な活用や、
中学生の英語力の向上を図るため、文部科学
省が後援している英語検定を受験するための
検定料の助成制度等も引き続き実施し、グロ
ーバル社会に向けた外国語教育の充実を図つ
ていきます。

給食業務につきましては、平成25年度より
調理・配食業務の民間委託を導入し円滑に業
務運営をしていただいておりますが、諸事
情により運営事業者から撤退の申し出があり、
令和5年度より新たな事業者に運営していた
だくことになりました。献立の作成は村教育
委員会の栄養教諭のもとメニュー内容にも工
夫を凝らし、地産地消を取り入れた安全安心
な給食の提供に努めてまいります。また、
物価高騰に伴い給食食材も高騰が続いており
ますが、保護者の負担を増やすことなく、子
どもたちに栄養バランスや量を保った給食を
提供してまいります。

(3)生涯学習・スポーツ、地域文化の振興

生涯学習につきましては、住み慣れた地域
で村民一人一人が心豊かに健康で生きがい
のある生活を送ることができるよう、多種多様
な学習機会を提供する場として、高齢者学級、
女性研修、各種生きがい講座等を実施してお
り、活動の成果はまるごとフェスティバル文
化展覧会に出展し意欲的な学習活動を続けて

いただいているところです。村民が文化・芸術に親しんでいただく一助としての文化鑑賞会につきましても引き続き実施していきます。社会体育につきましても、ゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会等のほか、村民の健康づくりを推進するためヨガ教室、軽スポーツ教室、清流ウォーク等も引き続き実施します。

受け継がれてきた村の文化遺産や伝統文化の継承と発信を行い、地域文化の振興を図ります。

(4) 人権尊重と共に支えあう社会の推進

人権教育推進協議会を中心として、人権を尊重し合い、誰もがかけがえのない存在として生きていける人権尊重の村づくりに取り組んでいます。

学校等において、人権教育や男女共同参画に関する教育を推進し、理解を深め他人を思いやることを育みます。また、人権問題を解決することができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

年齢や障害、性別等に関わらず、誰もが個人として尊重され、自分らしく地域で生活や活躍ができる社会環境をつくりまします。

4 生涯健康で笑顔あふれる村づくり

(1) 健康づくりと保健・医療提供体制の充実

村民の皆様が心身ともに健康でいきいきと暮らしていただくことが村の福祉政策の目標と考え、村政の大きな柱として取り組んでいます。

村民の健康づくりにつきましても、元気で生きがいを持って自立した生活を送れるよう健康寿命を出来るだけ延ばし、80歳を超えている平均寿命に近づけていくことを目標に取り組んでいるところです。40歳以上の住民を対象とした特定健康診査につきましても、対象者を20歳から39歳までの方も対象に加えて

実施します。

疾病予防感染対策にきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新型コロナウイルス感染症に係る特例的な臨時接種が必要となれば接種機会の確保を行うとともに、その他の感染症予防対策として、日本脳炎、麻疹・風しん、肺炎球菌、高齢者インフルエンザなどの定期接種を実施します。

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性が対象となる「風しんの追加的対策」については、期限が令和6年度末まで3年間延長されており、抗体検査未受検者へのクーポン券の発行や広報等を活用した啓発を行い、抗体検査の受検や予防接種の促進を図っていきます。

子宮頸がんの予防効果が期待されるHPVワクチンにつきましても、積極的勧奨の再開に合わせて、小学校6年～高校1年相当の女子を対象に定期接種が行われています。また平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性で対象年齢の間に接種を逃した方に対しても、接種機会が確保されています。対象者への丁寧な周知、接種機会の確保に努めていきます。

国民健康保険制度につきましても、今まで市町村が運営を担ってききましたが、国民健康保険法の改正により平成30年度から県単一化が行われ、県が財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うとともに、市町村は引き続き資格管理や保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等を担うこととなったところです。高齢者数や医療費の増加に対応し、国民皆保険制度を維持し持続可能な安定的な国民健康保険制度を運営していくための制度改正であり、本村におきましても国や県、他市町村と連携を図りながら新たな国民健康保険制度を運営しているところです。特に制度化にあたり、県全体で保険税負担を公平に支えあうため県下統一的な保険税

の標準税率制度を導入することとしており、税率の見直しにつきましても一定の期間中で、激変緩和措置を講じながら対応してきています。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

医療体制の整備として、県南和地域に断らない救急病院を設置するという考えのもと、本村も経営に参画している南和広域医療企業団が運営する南奈良総合医療センターには、屋上にドクターヘリが常駐し、一定の救急搬送や外来・入院患者を受け入れおむね順調に運営されているところです。吉野病院、五條病院についても外来機能を持つ地域医療センターとして稼働しており、今後とも村民の皆様には救急医療や総合医療体制の提供による安定した医療環境の整備に努めていきます。

(2) 高齢者の福祉の向上

高齢者の生きがいづくりとして全域で実施しております「いきいきふれあいサロン」につきましても、区長、民生児童委員、老人クラブ、ボランティアの皆様の献身的な協力のもと東吉野村社会福祉協議会とも連携しながら取り組んでいるところです。少しでも外に出かけ人と交流する機会を増やすことが認知症予防にもつながることから、さらに参加者の輪を広げ高齢者が地域で元気に暮らしていただく一助にしていきたいと考えております。高齢者の歩く能力や筋力が低下するロコモティブシンドロームを予防する取り組みとして、百歳体操の普及・拡大に努めていきます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況の見通しがたかない中、3年間老人福祉大会、いきいきサロン全体会が開催できず、楽しみにしておられる皆様には申し訳なく思っています。新年度におきましては、安心してご参加いただくことができるように開催を計画していきます。

高齢者の皆様が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、保健・医療・

介護・福祉が連携して高齢者の暮らしを地域で支える拠点として、村地域包括支援センターを設置しており、看護師、保健師、社会福祉士といったマンパワーをフルに活用しながら地域包括ケアシステムの運用を図っていきます。地域包括支援センター事業の一環として実施している「世代交流カフェ」も、老若男女の交流の場あるいは気軽に話せて相談でき、生きがいややりがいを見出す場として、各大字の垣根を越えて合同で開催していただいております、継続して実施していきます。

住民への見守り・声かけ訪問活動につきましては、東吉野村社会福祉協議会とも協力して実施しています。見守り活動の一環として、また、バランスの取れた食事を提供する機会の方策の一つとして、ならこープの地域支援活動と連携した配食サービスも実施しているところであり、今後も利用者のニーズに対応しながら続けていきます。また、買物が困難な状況にある高齢者等を支援する事業も試行で実施しており、高齢者も介護者も生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。

介護保険制度につきましては、令和3年度を初年度とする3カ年の「第8期介護保険事業」に基づき、介護が必要な人への確に介護事業がなされるとともに、介護予防事業にも一層力を入れ円滑な制度運営に努めるとともに、令和6年度からスタートする「第9期介護保険事業」を策定いたします。また、要介護3以上の高齢者を自宅で介護されている方への紙おむつ支給につきましては、非課税世帯の方には無償で支給し、課税世帯の方にも村単独で半額助成制度を導入しており新年度も引き続き実施していきます。

後期高齢者医療制度につきましては、広域連合組織として実施しており、引き続き円滑な運営に努めていきます。また、後期高齢者の医療・健診・介護情報などのデータから、

地域における健康課題を分析し、個別の状況に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援を行う「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業」を推進していきます。

高齢者福祉では、コロナ禍において外出や人との交流の機会が減ることなどにより、身体機能低下のリスクが生じています。このようなりすくに対応するため、活動については感染予防対策を行いながら、安心して活動を継続できるように、引き続き支援していきます。

(3) 障害のある人の福祉の向上

令和3年度を初年度とする6カ年の「東吉野村第3期障害者基本計画」、令和3年度を初年度とする3カ年の「東吉野村第6期障害福祉計画」及び「東吉野村第2期障害児福祉計画」に基づき、国の障害福祉施策にも呼応しながら、障害者が地域で安心して生活出来るよう支援するための相談体制の充実や、総合的なネットワークの構築に引き続き努めるとともに、令和6年度からスタートする「東吉野村第7期障害福祉計画」及び「東吉野村第3期障害児福祉計画」を策定いたします。

手話を必要とする聴覚に障害のある方のコミュニケーションを支援するため、交流活動などの支援者として、日常会話程度の表現技術を習得した手話奉仕員の養成を引き続き実施します。

障害の有無にかかわらず各々の個性が尊重され、障害のある方への偏見や差別をなくし、全ての人が互いに、優しさと配慮をもって、安心して暮らせる東吉野村を目指していきます。

(4) 交通利便性の維持向上

公共交通の確保として全ての大字まで運行しているコミュニティバス「ふるさと号」につきましては、定期車両を3台配置し、通院、通学、通勤、買い物等多くの皆様にご利用いただき一定の定着がはかられているところであります。令和元年10月1日より村を運行主体とする

「市町村運営有償運送事業」により運行しており、令和3年度には利用の少ない便の見直し、村内での買い物や通院の利便性向上、吉野・大字陀方面への接続の見直し等を行い、東吉野村地域公共交通計画を策定しました。引き続き、利便性や安全面に十分配慮して住民にとって不可欠な生活手段であるコミュニティバスの運行を継続していきます。また、村外で働く通勤者の支援として、引き続き村営榛原駐車場の運営を行います。

(5) 地域活動の促進

人との接触を避けることにより、地域活動は減少し、地域の中で村民同士が触れ合う機会は激減しました。高齢者の認知機能の低下やフレイル（虚弱状態）の進行が危惧されています。令和4年度から地域資源の把握・ネットワーク化や新たな地域資源の発掘・サービス開発等を行う「生活支援コーディネーター」を村社会福祉協議会に配置し、地域住民をはじめ、さまざまな関係者が連携するネットワーク（ぬくもり協議体）の構築や住民主体の地域活動（いちたつマルシェ）を通して住民の社会参加を促進します。

5 環境にやさしく安全・安心な村づくり

(1) 生活を支える道路の整備

村道の維持補修工事や舗装整備につきましては、各大字の必要箇所について順次実施していきます。さらに本村の基幹的道路である主要県道の改良整備につきましては、県において毎年計画的に順次実施していただいているところであり、引き続き改良整備、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、治山対策等の事業につきましても、あらゆる機会を通じて国、県へ強力に働きかけを行っていきます。また、平成23年9月の台風12号により大きな被害を受けた麦谷地区の深層崩壊現場の復旧につきましては、現在、県において堰堤工事に引き続き

て被災現場に通じる村道復旧工事を継続的に実施し、治山工事についても調査・設計に続き、新年度からは一部工事に取りかかっていたが、不安解消につながるよう村としても最大限の努力をしていきます。

村道橋の耐久性を補強するための橋梁長寿命化対策につきましては、5年周期の点検作業を計画的に進めるとともに、長寿命化修繕計画に基づき必要性・緊急性の高い村道橋の補修工事施工のための実施設計を行っており、新年度におきましては2橋の補修工事も実施していきます。

地籍調査につきましては、現在までで木津川地区、小地区および小川地区の調査については終了しており、新年度は現地調査が終了した小栗栖地区の図面作成と引き続き中黒地区の調査を実施します。

(2) 情報通信技術の活用

携帯電話のエリア拡大につきましては、住民の日常生活手段あるいは事故や災害といった非常時の連絡手段として不可欠であることから、就任以来の最重要課題として取り組んできたところであり、平成19年度から移動通信用鉄塔施設整備事業に取り組み、現在、全ての大字の日常生活エリアにおいてほぼ使用が可能となっており、一部地域の不感地帯解消につきましては、何としても同一事業者での全村エリア化を実現していきます。令和4年度に瀧野地区での整備が事業化されており、

本村におきましては、65歳以上の高齢者が住民の半数以上を占め、一人暮らし二人暮らしの高齢者世帯も増加傾向にあり、地域のなかで安心して生活していただくための生活環境整備にも力を入れていくところ。一人暮らしの方を対象とした緊急通報装置設置事業を引き続き実施するとともに、70歳以上の

一人暮らし家庭を対象に、全村に張り巡らされたこまどりケーブルテレビのインターネットサービスを利用した人感センサーによる24時間体制の高齢者見守りサービスシステムについても、利用者から好評を得ておりさらシステムの普及を図っていきます。

行政のデジタル化に関する取組みについて、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化は、デジタル化されたサービスや業務が広く一般に浸透する契機となり、行政のデジタル化についても、喫緊の課題として早急な取組みが求められております。本村におきまして、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」の方針を踏まえながら、村民の皆様の利便性向上や業務の効率化を図るデジタル化の推進に引き続き取り組んでいきます。また、国の計画の中で重点的な取組事項とされている「情報システムの標準化・共通化」や「行政手続きのオンライン化」に取り組み、生産性の向上を図るとともに、利便性と快適性を高め、誰もが快適で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

デジタル化の鍵となるマイナンバーカードは、その普及・利用の推進が、国のデジタル社会の実現に向けた重点計画の施策の一つとして掲げられており、今後、健康保険証・運転免許証との一体化による利活用の拡大や、スマートフォンへのマイナンバーカード機能の搭載など、利便性を高める取り組みが予定されており、引き続き、国の動向や制度内容を、よりわかりやすく周知するとともに、マイナンバーカードの取得率向上を図っていきます。

(3) 自然環境の保全と再生可能エネルギーの活用

本村におきましては、村の有する木、水、太陽といった自然エネルギーに着目した環境にやさしい村づくりを推進しております。

太陽光発電につきましては、ソーラーパネルを小・中学校等公共施設に設置するとともに、各家庭にも普及するため、ソーラーパネル設置助成制度を運用しており、引き続き実施します。また、木を活かしたバイオマスエネルギーを普及し、薪づくりを通じた間伐材の有効活用につなげるために、ふるさと村に薪ストーブを設置しております。村民から薪の買い上げを実施しており、さらに家庭での薪ストーブの普及を図るため村単独の購入費用助成制度を導入し多くの方に活用していただいております、引き続き実施していきます。

水力といった自然エネルギーの活用につきましては、村民有志の方々が参画した民間事業所による小水力発電所が稼働し運営していただいております、官民あいまって環境にやさしい村づくりを進めていきます。

また、先に述べましたように「コスモの森づくり事業」を引き続き実施し、都市住民の方の林業への関心を高めていきます。

都市部における国産材活用と二酸化炭素排出抑制・地球温暖化防止を目的に、東京都港区が主宰している「森と水のネットワーク事業」に本村も会員として参加し事業に協力しているほか、全国28市町村が参画する「全国源流の郷協議会」に加入し、源流地域への国土保全、環境保全、林業振興等特別な施策を国に提言する活動をしているところ。全国有数の東吉野の森林と林業を将来に引き継いでいくためにも、様々な取り組みを積み重ねることにより、林業再生につなげていきます。

(4) 美しい景観の維持と循環型社会の推進

ゴミ処理につきましては、家庭ゴミを中心とする一般廃棄物は、東吉野村、吉野町、川上村で構成する「吉野広域行政組合」において共同処理しており、可燃物ゴミ処理については現在、橿原市ゴミ処理場に処理を委託、不燃物ゴミ等のゴミ処理については、吉野三町村クリーンセンターで対応しているところ

です。今後のゴミの広域処理につきましては、東吉野村、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村の2町4村で構成する「さくら広域環境衛生組合」において、本年10月より「さくら美化センター」を本格稼働すべく施設整備を行っており、住民のゴミの受け入れに万全を期していきます。

また、一般家庭から出る生ごみを自ら処理することにより、ごみ減量に対する意識の高揚を図り、ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機の購入費の一部を助成する制度を引き続き実施します。

環境施策の一環として、ゴミのポイ捨てをなくし、河川をはじめとした本村の美しい自然環境を守るため「環境啓発推進員制度」を運用し、現在、10大字でゴミ持ち帰り運動の啓発を行っていただいております。引き続き住民の皆様の協力のもと啓発活動を実施し、節度とマナーを持って本村の貴重な自然をご利用いただきたいと考えております。ゴミの不法投棄を防止するため高見山周辺や村内の不法投棄監視重点箇所等に防犯カメラを設置し不法投棄の監視に努めるとともに、令和2年4月に、本村の自然環境及び生活環境を保全するために、公共の場所等におけるマナーの向上について必要な事項を定めた「東吉野村環境保全等マナー向上条例」を制定しました。県とも連携してマナー向上に努め、全ての村民が健康かつ快適な生活を営み、自然と文化の調和した清潔で住みよい村づくりを目指していきます。

(5)生活環境の維持・向上

住民生活に一番関わりの深い簡易水道事業につきましましては、日常生活に不可欠なライフラインとして、日々の維持管理に万全を期すよう努めているところです。引き続き、テレメーターや水道メーターといった設備や施設の老朽化による更新に計画的に取り組み、良質で安定的な水道水の供給を図っていきます。

し尿処理につきましては、「宇陀衛生一部事務組合」に加入し、安定的に処理がなされておりますが、昭和63年の稼働開始から33年が経過し、経年的な老朽化が進行していることから、今後の安全かつ安定的な施設の稼働を確保するための大規模整備を、令和4・5年度の2カ年計画で実施しています。村内家庭の合併浄化槽設置事業につきましても、村が誇る清流を守り、河川の浄化を進める趣旨からも、村単独による上乘せ助成や、現在使用されている単独浄化槽を合併浄化槽に切り替える場合の撤去費用の助成を引き続き実施します。

(6)防災・防犯対策の推進

ここ数年来、全国的に地震、台風、局地的豪雨等想定外の自然災害の発生頻度が多い状況にあります。今年度は幸いにも本村に大きな被害をもたらす自然災害はありませんでしたが、過去の自然災害の教訓を風化させることなく常日頃から災害への対応に万全を期しておく必要があります。いつ発生するかを怠りなく続けていきます。いつ発生するかわからない災害に対する備えを整えることが安全・安心な暮らしを守る上で必要不可欠な重要であり、日々の防災、減災の取組みを進めることが肝心と強く思っています。

近年、住宅火災による高齢者等の死亡事例が相次いでいることから、本村に住所を有する者の在宅生活における安全・安心を図るため、住宅用火災警報器を希望者に配布し火災から人命と財産を守ります。

依然として、電話詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺による被害が発生しています。65歳以上の特殊詐欺対策等電話機器購入者に対して購入代金の一部を助成することで導入を促進し、特殊詐欺による被害ゼロを目指していきます。

犯罪被害者等の支援の基本事項を定めた「東吉野村犯罪被害者等支援条例」による、支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与していきます。

地震対策につきましましては、建物や家屋の耐震化を進めるため、村耐震改修計画に基づき既存の木造住宅の耐震診断を実施するための助成制度や、耐震診断に基づき実施する耐震改修事業への助成制度を続けていきます。

住民の安全安心な暮らしを支える施策として、地域自らが主体となつて行う民家周辺の危険木伐採に要する経費の助成制度も、毎年各区で利用いただいております。引き続き実施するとともに、道路周辺の危険木の伐採につきましても、区や関係機関の協力を得て実施していきます。

奈良県広域消防組合による消防や救急活動につきましましては、119番通報の受信場所が本部内指令センターに一元化され、現場への到着時間の短縮が可能となっており、住民の皆様がさらに適確に消防活動や救急サービスが受けられるよう奈良県広域消防組合との連携のもと努力していきます。

村民の安全・安心を守る要のひとつは地域の消防団であります。常日頃から村消防団の迅速な消火活動はもとより、地元住民の皆様による初期消火活動が大きな威力を発揮していただいております。新年度も初期消火活動が円滑に行えるよう、消火栓やホースの消防設備の整備等に努めていきます。

6 みんなで取り組む協働の村づくり

(1)協働の村づくりの推進

新年度より、総務省の地方創生施策のひとつ

つである「地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)」を活用し、民間企業で培われた専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活かしながら、地域活性化の取組を効果的・効率的に展開していきます。

鷲家集会センターについて、築65年が経過し耐震性及び老朽化によって解体整理を実施しており、新年度におきまして地域の人のコミュニティの場、憩いの場、そして有事の際に避難所として機能する施設として建設を進めていきます。

小川のまちづくり協議会の活動拠点「かめや」につきましては、拠点活用はもとより地区住民の憩いの場・交流の場として活用いただいております。同時に併設した飲食店の創業を支援するチャレンジショップも継続的に利用いただいております。また、ご寄贈いただいた空き家を改修整備した「ゲストハウス小川」も継続的に活用いただいております。

先に述べました小川のまちの再生事業につきましては、奈良県との包括協定に基づき、空き家、空き店舗を活用したサテライトオフィスの整備を実施しており、引き続き企業の誘致に取り組みしていきます。また、小川のまちづくりにつきましては、奈良女子大学とも協働連携協定を締結し、様々な支援やアドバイスを受けて進めているところであります。

このように小川地区のまちづくり事業が契機となり、各地域の賑わいづくりが全村的に広がっていく事を願っています。

(2) 集落の枠組みを超えて支え合う仕組みづくり

地域の暮らしは、登下校時の子どもの見守り、ひとり暮らしの高齢者のサポートなど、地域に住む方々の支え合いで保たれています。しかし、人口減少や少子高齢化、意識の変化によって、こうした地域社会の仕組みは過渡期を迎えています。住み慣れた地域で暮らし

続けるために、住民同士が助け合う地域社会の実現に向け取り組んでいきます。

(3) 効率的な行政の運営

コロナ禍において行政手続のデジタル化への対応など新たな行政需要が明らかになったこともあり、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進し、村民ニーズに対応した行政サービスの向上を図り、手続の簡素化や事務改善など事務の効率化に向けた仕事見直しなども進めていく必要があると考えております。

(4) 広域行政の推進

本村の広域的な取り組みとして、消防・救急医療や福祉をはじめ、ごみ、し尿などの対策については、近隣市町村と連携し広域行政を推進していますが、近年では、奥大和移住・定住連携協議会による移住・定住促進の取り組みや、宇陀市、名張市との観光マーケティング、道の駅つながりで宇陀市、松阪市との連携による地域活性化の取り組みを行っています。

7 財源の確保

貴重な自主財源である村税を確保することが重要であり、納税者の利便性を高めるため導入したコンビニエンスストアからの振り込み制度につきましては多くの方にご利用いただいております。滞納整理につきましても、専任職員を配置し戸別訪問、差押え処分、インターネット公売等の取り組みを実施し徴収率も大幅に改善しており、引き続き徴収に力を入れていきます。

ふるさと東吉野村を応援したいという思いを実現する方策として実施しております「ふるさと納税制度」につきましては、毎年、多くの方からご寄付をいただき「ふるさと東吉野応援基金」として大切に保管、運用し、コミュニティバスふるさと号の購入資金の一部に活用させ

ていただいております。新年度も様々な機会を通じてPRに努めていきます。また、新年度より委託事業者と連携し、村内事業者の参加を募り、本村の魅力にあふれた返礼品の充実を図るとともに、ふるさと納税仲介サイト等を活用して寄附者へ本村や本村特産品の魅力を細やかに情報発信することで、多くの皆様に本村を応援いただけるように取り組んでいきます。

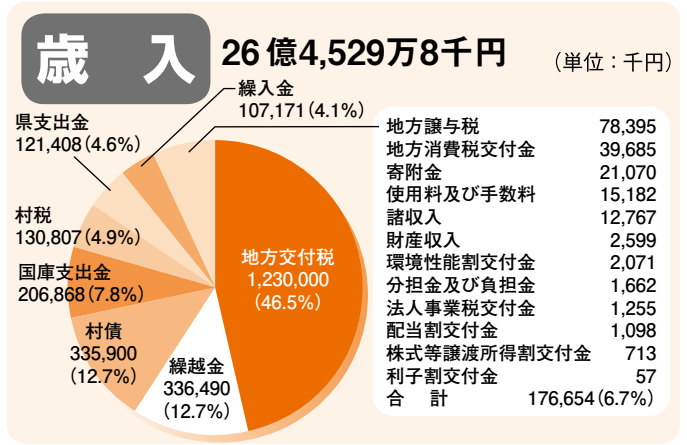
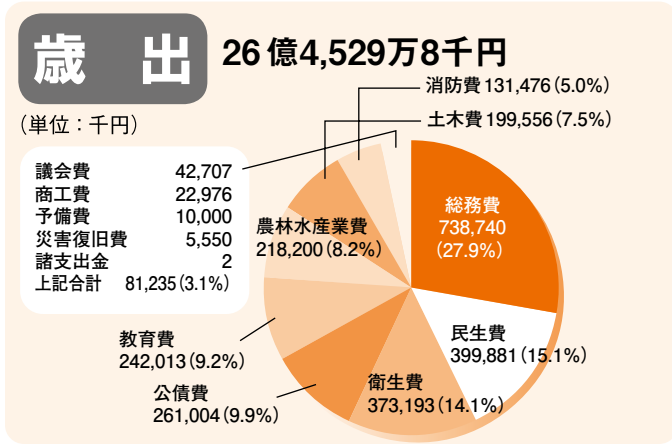
8 村職員の人材育成

村民の皆様の信頼や期待に十分応えられよう県との人事交流制度の活用や、各種研修機会への参画により職務遂行能力の向上に努めており、人事評価制度につきましても、職員一人一人の能力を最大限に引き出し、組織の活性化を図るよう努めます。

9 行財政改革の推進

将来に亘っても依然として国・地方共々財政の厳しい状況が続くものと見込まれ、中長期的な見通しを持って持続可能な村政運営を進めるためにも、今後とも、常に施策内容を吟味し創意工夫を加えながら経費削減に努め、引き続き行財政改革を進めていく必要があると考えております。

新年度も、東吉野村の有する豊かな自然資源と歴史文化遺産を育みながら、地域の特性を生かした活力ある村づくりに向けて取り組んでいきますので、議員の皆様並びに村民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



主な用語の説明

- 地方交付税**
 国税である所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を財源として国から村の人口などが基礎になつて地方へ交付されるお金です。補助金等とは異なりその用途は制限されていません。
- 繰越金**
 前年度から繰り越されたお金です。
- 村債**
 簡易水道や道路の整備、建設の事業等を行うときに村が資金確保のために国などから借り入れる、いわゆる借金です。しかし、この借金が一般の企業や家庭と同じで、予算に定める割合が多いと今後の財政を圧迫することになり、思つような事業ができなくなる恐れがあります。
- 国庫支出金**
 教育や建設、災害などのほか、国の事業・事務を村でするときに国から交付されるもので、使い道は決まっています。
- 村税**
 村民税や固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税などがあります。
- 県支出金**
 県から委託されたものや県の補助要綱等に見合ったもので村が行う事業・事務に対してその一部を県から交付されるお金です。
- 繰入金**
 一般会計、特別会計及び基金の間で相互に資金を運用するもので、他の会計・基金からその会計へ資金が移されます。
- 地方譲与税**
 国税として集められた税金を市町村
- の規模に応じて配分されるお金で、あの程度使い道が決まっています。
- 地方消費税交付金**
 消費税で集められたお金を、市町村の規模に応じて配分されます。
- 寄附金**
 住民や団体等からいただく寄附金です。
- 使用料及び手数料**
 みなさんが村の施設を使用するときや、印鑑証明、住民票、戸籍謄本等の交付を受けるときに支払つお金です。
- 諸収入**
 村の預金利子やごみ証紙の販売代金等雑入です。
- 財産収入**
 村が所有する土地や建物の貸付収入や積立金の預金利子、村有財産の売却などの収入で一般財源に使われます。
- 環境性能割交付金**
 みなさんが自動車の購入時に納められたお金で、村内の道路の延長や面積に応じて交付されるお金で、道路関係の予算に使われます。
- 分担金及び負担金**
 村が行う事業などで受益者に事業費の一部を負担してもらうものです。
- 法人事業税交付金**
 一部制度改正により法人税割減収となるため法人の事業税の一部が県から配布されます。
- 配当割交付金**
 配当収入額に一定の率を乗じて得た額の一部が個人県民税額に応じて県から配布されます。
- 株式等譲渡所得割交付金**
 株式等譲渡所得収入額に一定の率
- 利子割交付金**
 貯金の利子にかかる税金を市町村に配分されるお金で、一般財源として使われます。
- 総務費**
 全般的な管理事務、企画、税務、戸籍、統計、選挙など村の総括的な事務に使つお金です。
- 民生費**
 福祉サービス、各種医療への助成などに使つお金です。
- 衛生費**
 予防接種や各種検診等の保健関係と、ゴミ処理等の衛生関係に使つお金です。
- 公債費**
 村債返済のために支払つお金です。
- 教育費**
 こども園、小・中学校の運営や文化財保存、体育施設の管理、生涯学習の場の提供等、教育関係に使つお金です。
- 農林水産業費**
 木材の販路拡大や特産品の開発等のために使つお金です。
- 土木費**
 道路・河川等の整備や維持に使つお金です。
- 消防費**
 消防・緊急活動の経費のほか、消防設備の維持管理等に使つお金です。
- 議会費**
 議会運営のために使つお金です。
- 商工費**
 商工業の振興や観光事業等に使つお金です。

令和5年度

一般会計主要事業

令和5年度も引き続き行財政改革を推進し、行政経費の削減合理化に努めつつ、若者定住・子育て支援、高齢者福祉、産業振興・雇用といった主要施策への資源投資を積極的に図り、村の活性化につなげます。

議会関係

- ◇議員報酬 1827万6千円
- ◇議員政務活動費交付金 84万円

総務関係

- ◇ふるさと応援寄附一括代行業務委託料 150万円
- ◇吉野広域行政組合総務費負担金 1316万円
- ◇庁舎照明器具LED化更新事業 1271万9千円
- ◇システム導入委託料 748万円
- ◇村有建物除却事業 570万7千円
- ◇社会保障・税番号制度システム整備費負担金 209万6千円
- ◇村魅力発信イベント事業補助金 300万円
- ◇鷲家集会センター新築事業 7800万円
- ◇特殊詐欺等防止対策機器購入補助金 10万円
- ◇交通安全対策経費 78万3千円

民生関係

- ◇太陽光発電システム設置補助金 28万円
- ◇薪ストーブ設置補助金 75万円
- ◇地籍調査経費 3929万1千円
- ◇新型コロナウイルススワクチン接種関係経費 34万5千円
- ◇榛原駐車場管理委託料 470万6千円
- ◇空き家改修事業補助金 300万円
- ◇大学生等通学時バス利用補助金 487万6千円
- ◇移住定住促進住宅整備事業 3135万4千円
- ◇地番家屋現況異動修正委託料 58万3千円
- ◇吉野広域行政組合戸籍電算負担金 402万5千円
- ◇知事選挙及び県議会議員選挙関係経費 500万7千円
- ◇ふるさと村指定管理料 1359万6千円
- ◇やはた温泉指定管理料 783万2千円
- ◇たかすみの里指定管理料 1557万2千円
- ◇村社会福祉協議会補助金 392万6千円
- ◇地域福祉計画策定業務委託料 232万1千円
- ◇村民生委員活動費助成金 147万円
- ◇国民健康保険事業費特別会計繰出金 1631万5千円
- ◇一人暮らし高齢者見守り事業経費 212万3千円
- ◇緊急通報システム受信業務委託料 126万4千円
- ◇老人クラブ連合会補助金 336万9千円
- ◇療養給付費負担金 4347万6千円
- ◇さくら苑運営費負担金 491万2千円
- ◇老人ホーム措置費 825万5千円
- ◇重度心身障害老人等医療費助成 106万5千円
- ◇介護保険特別会計繰出金 8010万6千円
- ◇後期高齢者医療特別会計繰出金 1990万2千円

衛生関係

- ◇障害者相談支援事業委託料 159万8千円
- ◇障害福祉計画策定委託料 169万円
- ◇心身障害者医療費助成 931万9千円
- ◇地域生活支援事業 225万5千円
- ◇障害者自立支援給付費 9942万円
- ◇ひとり親家庭等医療費助成 35万2千円
- ◇未熟児・乳幼児及び児童生徒等医療費助成 159万7千円
- ◇児童手当費 901万円
- ◇人権啓発費 63万8千円
- ◇南和広域医療企業団負担金 4871万1千円
- ◇各種健診委託料 348万4千円
- ◇予防接種委託料 393万2千円
- ◇緊急風しん抗体検査等委託料 46万6千円

- ◇インフルエンザ予防接種補助金 168万1千円
- ◇公衆便所、道路公園、句碑等清掃賃金 251万3千円
- ◇環境啓発推進員設置事業経費 96万円

◇吉野斎場運営管理負担金

- 120万1千円
- ◇合併処理浄化槽設置事業補助金 257万5千円
- ◇簡易水道事業費特別会計繰出金 8728万6千円
- ◇ゴミ収集委託料 3141万6千円
- ◇村内ごみ特別収集委託料 11万円
- ◇生ごみ処理機器等購入助成金 15万9千円
- ◇吉野三町村クリーンセンター運営管理負担金 2218万9千円
- ◇さくら広域環境衛生組合負担金 7349万4千円
- ◇宇陀衛生一部事務組合負担金 5912万2千円

農 林 業 関 係

- ◇農業委員会経費 125万1千円
- ◇有害鳥獣防除施設設置事業補助金 240万円
- ◇有害獣駆除報償 330万円

- ◇施業放置林整備事業委託料 2315万8千円
- ◇東吉野村林政アドバイザー業務委託料 1660万7千円
- ◇混交林誘導整備事業委託料 451万4千円
- ◇林業事業体体質強化対策事業補助金 420万円
- ◇村産材生産促進事業補助金 448万4千円
- ◇森林作業道整備事業補助金 386万2千円
- ◇住民安全確保対策事業補助金 250万円
- ◇美しい森林づくり基盤整備交付金 1056万8千円
- ◇林道事業補助金 1376万円
- ◇小さな道の駅指定管理委託料 3700万円
- ◇山林活性化対策事業経費 1000万円

商 工 関 係

- ◇小規模商工業指導事業・不況特別対策事業補助金 224万円
- ◇地域特産品等販路拡大支援事業補助金 76万円
- ◇プレミアム商品券発行支援事業補助金 370万円
- ◇観光力向上事業補助金 350万円

土 木 関 係

- ◇種苗鮎放流事業補助金 100万円
- ◇種苗鮎放流事業特別災害支援補助金 100万円
- ◇既存木造住宅耐震診断委託料 15万円
- ◇既存木造住宅耐震改修事業補助金 50万円
- ◇雪寒対策業務委託料 748万8千円
- ◇村道草刈委託料 103万7千円
- ◇村道危険立木伐採委託料 100万円
- ◇道路維持補修工事経費 800万円
- ◇橋梁点検業務委託料 1100万円
- ◇舗装改良工事測量設計業務委託料 1050万円
- ◇道路改良舗装改良災害防除橋梁補修工事経費 1億958万9千円
- ◇水道管移設補償金 791万1千円

消 防 関 係

- ◇県広域消防組合負担金 1億532万8千円

教 育 関 係

- ◇住宅用火災報知器設置推進事業経費 464万7千円
- ◇団員出勤報酬 103万7千円
- ◇防災放送設備保守点検委託料 219万6千円
- ◇学校給食事業費特別会計繰出金 2484万6千円
- ◇スクールバス等運行委託料 2463万9千円
- ◇東吉野中学校創立50周年記念誌発行助成金 48万7千円
- ◇宝蔵寺しだれ桜再生事業委託料 78万9千円
- ◇文化財保存補助金 74万2千円
- ◇高齢者学級・女性研修・いきがい講座・文化展覧会等経費 109万3千円
- ◇人権教育費 192万円

そ の 他

- ◇公債費 2億5697万6千円
- ・償還元金 402万8千円
- ・償還利子 1000万円
- ◇予備費 1000万円

令和5年度 特別会計主要事業

特別会計とは、村が特定の事業の支出に充てるために一般会計の歳入・歳出とは区別して経理する会計です。

学校給食事業費特別会計

予算額は2951万1千円で前年度に比べて390万9千円の減額となっています。

民間委託に伴う学校給食調理配送業務委託経費のほか、学校給食施設・設備の維持管理経費等の経常的経費が主なものです。

なお、子育て支援の一環として、園児・児童・生徒に係る給食費を引き続き半額負担とします。

国民健康保険事業費特別会計

予算額は2億8694万8千円で前年度に比べて2279万8千円の減額となっています。

歳入としては保険税を3966万2千円見込んでおり、県支出金で2億1855万5千円、繰入金1631万5千円と繰越金その他で1241万6千円となっています。

歳出は、一般被保険者療養諸費に1億7379万1千円、一般被保険者高額療養費3104万2千円、出産育児諸費250万2千円、葬祭費30万円、県単位化に伴う国民健康保険事業費納付金6424万8千円、保健事業費321万8千円が主なものです。

簡易水道事業費特別会計

予算額は1億5501万3千円で前年度に比べて4090万5千円の減額となっています。

歳入の給水料は4096万8千円を見込んでおり、その他一般会計繰入金等1億1404万5千円で運営されます。

歳出は、村内14施設の維持管理経費と起債の償還金等に1億2961万3千円、公営企業会計移行に伴う固定資産台帳整備委託経費108万9千円、埋設管移設経費791万1千円、遠隔監視装置整備工事経費792万円、膜ろ過設備整備工事経費748万円が主なものです。

介護保険特別会計

令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画を基礎として計上いたしました予算額は4億6823万3千円で、前年度に比べて1077万9千円の減額となっています。

歳入は、介護保険料6499万2千円、国県支出金で2億229万9千円、支払基金交付金1億2083万4千円、繰入金8010万6千円が主なものです。

後期高齢者医療特別会計

予算額は5015万4千円で、前年度に比べて210万4千円の増額となっています。

歳入は、広域連合の算定の結果に基づき、後期高齢者医療保険料として2816万1千円、一般会計繰入金1990万2千円が主なものです。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金4729万8千円、保健事業費223万9千円が主なものです。

本村における65才以上の高齢者人口は、922人で高齢者比率は約58.80%と高く、現在の介護認定者が231人(認定率25.05%)です。うちサービスを受けている人がのべ184人となっているのが現状です。

一般会計・特別会計

会計名	令和5年度	令和4年度	比較増減額	増減率
一般会計	26億4529万8千円	25億6423万6千円	8106万2千円	0.03
特別会計	9億8985万9千円	10億6614万6千円	△7628万7千円	△0.07
特別会計の内訳				
学校給食事業費特別会計	2951万1千円	3342万円	△390万9千円	△0.11
国民健康保険事業費特別会計	2億8694万8千円	3億974万6千円	△2279万8千円	△0.07
簡易水道事業費特別会計	1億5501万3千円	1億9591万8千円	△4090万5千円	△0.2
介護保険特別会計	4億6823万3千円	4億7901万2千円	△1077万9千円	△0.02
後期高齢者医療特別会計	5015万4千円	4805万円	210万4千円	0.04
合計	36億3515万7千円	36億3038万2千円	477万5千円	0.001

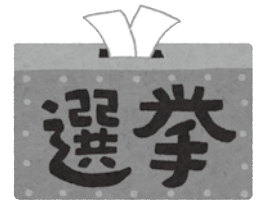
の投票日です！！

その1票
みんなで作る
大きな未来

- 6 投票日当日に仕事や旅行等で投票所に行けない人は期日前投票ができます。
期日前投票は、知事選挙・県議会議員選挙ともに投票日の前日4月8日までの、午前8時30分から午後8時まで、役場一階選挙管理委員会室でできますので、期日前投票をされる方は、なるべく早く投票を済ませてください。
- 7 病院や老人ホームなどで、不在者投票指定施設として指定された施設に入院、入所している人は、その施設で不在者投票をすることができます。施設の管理者にお申し出ください。
- 8 身体に重度の障害のある方で身体障害者手帳または戦傷病者手帳をもっており、その手帳に下記の等級が記載されている方は、「郵便による不在者投票」ができます。
また、介護保険の被保険者証に要介護5であると記載されている方もこの制度を利用できます。

身体障害者手帳をお持ちの方

両下肢、体幹、移動機能の障害	1級もしくは2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級もしくは3級
免疫、肝臓の障害	1級から3級



戦傷病者手帳をお持ちの方

両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症まで
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症まで

介護保険の被保険者証をお持ちの方

被保険者証に要介護5と記載されている方

郵便による不在者投票は、選挙管理委員会が交付する郵便等投票証明書がなければ投票できませんのでご注意ください。

証明書の交付を希望される方は、交付まで日数がかかりますので、お早めに選挙管理委員会まで申し出てください。

郵便等投票証明書をお持ちの方は、投票日の前4日(4月5日)までに、郵便等投票証明書を選挙管理委員会に提示し、投票用紙及び投票用封筒の請求を行ってください。

その他詳しくは、東吉野村役場内選挙管理委員会(TEL 42-0441)へお問い合わせください。

よく見て、よく聞き、よく考えて投票しましょう！！

4月9日は 奈良県知事選挙 奈良県議会議員選挙

投票時間は午前7時から午後6時までです。

投票終了時間の繰り上げをしています。お間違えのないようにお願いします。

今回の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙は、わたしたちの暮らしを左右する重要な選挙です。

有権者のみなさん、わたしたちの暮らしを豊かにし、明るく住みよい地域社会を築くため、正しい目で、自由な意志で、ひとりも棄権することなく清き一票を投じてください。

投票の記載方法は、次のとおりですので気をつけてください。

名 称	投票の記載方法
奈良県知事選挙	候補者個人名を書いてください。
奈良県議会議員選挙	

次に、投票に関し下記の事項に注意してください。

- 投票所は、午前7時に開き、午後6時に閉じます。その間に入場券をご持参の上、投票所に行き、投票を済ませてください。入場券を紛失した場合は、投票所の受付で申し出てください。
投票所の開閉時刻には防災行政放送でお知らせします。
- 投票用紙の色は、知事選挙があさぎ色、県議会議員選挙がピンク色ですので、間違わないようにしてください。
- 投票順序は、知事選挙、県議会議員選挙の順で行います。
- 知事選挙及び県議会議員選挙の投票用紙には、それぞれ候補者の氏名1人をはっきり書いてください。
候補者の氏名以外に他事を書いた投票は無効になります。
- 令和4年12月31日以後、奈良県内の市町村間で住所を異動された方は、前住所地等で投票を行うこととなります。ただし、前住所地等で選挙人名簿に登録されていることが必要です。また、その際は、投票所において引き続き奈良県内に住所を有することの確認を受けるか、市町村の市民課または住民課が交付する居住証明書類を提示しなければ投票できません。居住証明書類の交付時間帯等は、市町村の市民課または住民課へお問い合わせください。
なお、期日前投票及び不在者投票を行う際にも引き続き奈良県内に住所を有することの確認または居住証明書類の提示が必要です。
(奈良県外への転出者は、投票できません。)

東吉野村選挙管理委員会

第8回東吉野こども園修了証書授与式

3月17日、第8回東吉野こども園修了証書授与式が行われ、4名の園児が卒園されました。

教育委員会の方や保護者、先生、そして在園児のみんなから見守られる中、辰巳園長から修了証書が手渡されました。式典中は、少ない練習時間にも関わらず、園のお兄さんお姉さんとして相応しい立派な姿を見せてくれました。

卒園式終了後、毎日こども園まで送迎をさせていただいたバスの運転手さんや添乗員さんにお礼のあいさつをしました。小学生になっても、元氣一杯に楽しく過ごしてください。



修了証書授与



みんなで記念撮影

第18回東吉野小学校卒業証書授与式

3月22日、第18回東吉野小学校卒業証書授与式が行われ、男子1名、女子1名の計2名が卒業しました。

式では、橋本校長より、卒業生一人ひとりに卒業証書が手渡されました。そして、橋本校長の式辞、峠教育長の告辞、水本村長、大丸村議会副議長による祝辞が述べられました。

お別れのことばでは、在校生から卒業生に対し、小学校で過ごした思い出を振り返りながら感謝の言葉が送られました。また、卒業生は6年間の学校生活を振り返り、感謝の気持ちを伝え、在校生全員が卒業生を感動の中送り出しました。



卒業証書授与



卒業式の様子

第50回東吉野中学校卒業証書授与式

3月15日、第50回東吉野中学校卒業証書授与式が行われました。式では、辻本校長より、8名の卒業生一人ひとりに卒業証書が手渡されました。

式では辻本校長による式辞、峠教育長による告辞、水本村長、松谷村議会議長による祝辞が述べられました。

また、卒業生答辞では、代表の大西将太くんが在校生や先生、保護者へお礼を伝え、今まで共に過ごしてきた仲間との別れを惜しみながらも、気持ちを新たに、しっかりと前を向いて進んでいきたいと述べました。

卒業式後は、お世話になったバスの運転手さんにお礼を伝え、中学校生活最後の記念に後輩や同級生、先生方とたくさんの方々の写真を撮っていました。



卒業生答辞



卒業生合唱

春季東吉野材まつり市 開催

3月2日、桜井市の西垣林業株式会社原木市場において「春季東吉野材まつり市」が開催されました。

この催しは「西垣林業株式会社」の創業者である西垣愛太郎氏が東吉野村の出身で、東吉野村の優良材をPRするため、また村の基幹産業である林業、木材産業を盛り上げたいとの思いから行われています。

まつり市には多くの東吉野材が集まり、売上材積(東吉野産)は137³m³で5名の方が出荷されました。会場には県内外から多数の買上者や見学者が来場し、市況も良く活気のある競売が行われていました。

また当日は、東吉野小学校から3、4年生の児童9名が原木市及び製材工場を見学し、東吉野で育てられた山林の流通・木材加工を見て、地元産の産業を学びました。



競りの様子



熱心に説明を聞く児童

東吉野「寄席」

3月18日、村住民ホールにて東吉野「寄席」を開催しました。

午後2時より開演し、米川副村長あいさつの後、桂文鹿氏、笑福亭呂好氏をはじめとする落語家の方々による「落語」、にいじゅん氏による「沖縄民謡」、ラッキー舞氏による「曲芸」が披露されました。

会場には約90名の方が来場され、落語などを通して日本の伝統芸能に親しめる機会となりました。



桂文鹿氏「落語」



にいじゅん氏「沖縄民謡」

東吉野小学校 「山の仕事」体験学習

2月27日、東吉野小学校3、4年生の社会科で、地域の産業を学習するため、小川在住の山本良博氏を講師に招き、「山の仕事」の体験学習が行われました。

児童は、山本氏の指導のもと、高圧洗浄機を使つての木の皮むき作業や、やすりを使つた研磨作業を体験しました。体験を通じて山の仕事に対する理解が深まったことでしょう。



市町村対抗子ども駅伝大会出場

3月4日、檀原市の檀原運動公園で奈良県内の小学生らが健脚を競う第18回市町村対抗子ども駅伝大会が開催されました。本大会には、県内の39市町村から約300名の児童が参加し、東吉野村からは東吉野小学校5・6年生の7名が、駅伝レースに出場しました。児童たちは緊張しながらもスタート地点に立ち、駅伝ではチーム一丸となって、たすきをつないで完走し、仲間からの声援を受けながら粘りある走りを見せていました。

晴天のもと、コースを力強く駆け抜けた児童たちは達成感と爽快感溢れる表情を浮かべていました。



あまご漁解禁

3月3日、村漁業協同組合員の皆さんによって、和歌山県日高川産のおよそ850kgのあまごが放流され、3月5日にあまご漁が解禁されました。

解禁当日は、早朝より村内外から多くの釣り人が訪れ、冷たい川に足をつけながら、アタリがくるのをじっと待つ姿が村内各地で見られ、釣果が50匹以上の方もおり、多くの方があまご釣りを堪能されていました。

6月には鮎漁も解禁されますので、更に盛り上がりを見せることでしょう。



あまごの放流



解禁日の様子

愛知県刈谷市長来村

2月17日、「天誅組」の縁で交流を続けている愛知県刈谷市の稲垣武市長、鷹羽和久文化課長、田代英徳歴史博物館長、山田孝刈谷市文化財保護審議会会長が来村されました。

一行は、決死隊副隊長長六戸彌四郎戦死の地（小川千代橋付近）、明治谷墓地（小川）を視察後、役場で会談を行い、天誅組終焉の地、湯ノ谷墓地（鷲家）にお参りし、隊士の冥福を祈りました。



刈谷市・東吉野村交流ウォーキング

3月15日、「天誅組」の縁で交流を続けている愛知県刈谷市から本村へ交流を深めるため訪問されました。

一行は、住民ホールを出発し、東吉野村天誅組顕彰会会長榊本君孝氏から説明を受けながら明治谷墓地・宝泉寺・出店坂などを巡りました。

また、午後からは、バスで吉村寅太郎戦死の地まで移動し天誅組史跡公園、湯ノ谷墓地などを巡りました。

皆さんは、時が過ぎるのを忘れて熱心に話を聞かれました。



東吉野村消防団長就任のごあいさつ



東吉野村消防団長に就任した松久保久永氏

この度、4月1日付けをもって村消防団長に就任いたしました。

消防団の任務がますます重要さを加えつつある今日、かかる重職に就任するにあたり、

その責任を痛感いたしております。

前上田団長がご逝去され、その後任として村消防団を引き継ぐにあたり、専心努力し、消防活動に取り組み所存でございますので、今後共、御指導御鞭撻くださいますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

松久保 久永

東吉野村消防団
団長、副団長、分団長

(令和5年4月1日付)

氏名	
団長	松久保 久永
副団長	西林 清幸
副団長	西出 哲也
本部機動隊長	大前 勇
第3分団長	丸井 泰幸
第4分団長	野岳 繁
第5分団長	関谷 浩輔
第6分団長	榊本 良人
第7分団長	福岡 久司
第9分団長	木原 健吾
第10分団長	結城 真吾
第11分団長	桶谷 孝也

高見区域副団長に西出哲也氏

村消防団団長松久保久永氏の就任により4月1日付けで、高見区域副団長に西出哲也氏が就任されました。

東吉野村体育協会主催 ゲートボール大会

3月19日大字小ゲートボール場にて、東吉野村体育協会主催ゲートボール大会が開催されました。

当日は天候に恵まれ、ゲートボール日和となりました。

参加者は各チームに分かれてリーグ戦を行い、白熱した戦いを繰り広げました。そのなか、見事「第3チーム」が優勝され、「第1チーム」が準優勝となりました。



プレーの様子



優勝された「第3チーム」のみなさん

健康のひろば

4月の保健事業

お問い合わせは 住民福祉課へ

☎42-0441

悩みごと相談所

臨床心理士が、様々な悩みに
カウンセリングをしながらアド
バイスを行います。

相談された内容は秘密厳守さ
れます。仕事や人間関係、子育
ての悩みなど、どんな事でもお
気軽にご相談ください。

とき

4月15日(土)

午前10時～午後4時

(正午から1時までを除く)

ところ 役場3階 小会議室

申込み

ご希望の方は、4月13日(木)
までに住民福祉課へご連絡くだ
さい。

【相談者1人につき1時間、1日
5名まで】

子育てサロン

(ぴよぴよサークル)

お子さんの体重測定などもで
きますので、ぜひお気軽にご参
加ください。

とき

4月19日(水)

午前10時～11時

※開催は毎月第3水曜日を予定
しています(変更する場合もあ

ります)

ところ 役場3階 大会議室

対象

就学前の子どもと保護者、妊

婦

内容

体重測定・育児相談・保護者

同士の交流

持ち物 マスク、飲みもの

申込み

参加ご希望の方は、4月17日
(月)までに住民福祉課へご連絡
ください。

お子様の定期予防接種につ いてお知らせ

令和4年度中に接種予定の定
期予防接種が終わっていないお
子様は、4月以降、新たに令和
5年度分の依頼書を持って医療
機関を受診する必要があります。
住民福祉課までご連絡いただき
ますと、令和5年度分の書類を
お渡しします。予約票はそのま
まご利用できますので、お手元
に保管しておいてください。

なお、今年度の予防接種対象
者については、5月以降に個別
に案内を行う予定です。

新型コロナワクチン(春夏) 接種のお知らせ

重症化リスクの高い方及び医
療従事者等を対象として、5月
に東吉野村運動公園体育館で集
団接種を行います。今回使用す
るワクチンは、オミクロン株対
応2価ワクチンです。

【接種対象者】

① 初回接種(1、2回目接種)を
完了した方で、前回接種から3
か月以上経過した次の①～③に
該当される方。

② 65歳以上の高齢者

③ 高校生～64歳で基礎疾患のあ
る方

④ 医療従事者・介護従事者

①の該当者には4月中旬頃に
意向調査を行う予定です。意向調
査で集団接種を希望された方に
は順次接種日時の案内と接種券
を発送します。また施設、病院
等での接種を希望された方には
接種券を発送します。お手元に
意向調査が届いた方は早急に役
場にご返信ください。

なお、②、③に該当される方
で接種を希望される方は、役場
住民福祉課へご連絡ください。

◎村外から転入された方へ

転入後にワクチン接種を希望
される方は、東吉野村で接種券
を発行する必要がありますため住民
福祉課までご連絡ください。

世界自閉症啓発デー

皆さんは「自閉症」という言葉
を聞いたことがありますか？自
閉症は、「常に自分の殻に閉じこ
もっている状態」、「親の育て方が
冷たかったのではないか」等と誤
解されることがありますが、これ
は正しくありません。自閉症の症
状は様々ですが、脳の発達の仕方
の違いから、大きな音や光といっ
た刺激を苦手としたり、「他の人
の気持ちや感情を理解すること」
、「新しいことを学習すること」を
苦手としたりする傾向がありま
す。

自閉症の方が困っているとき
には、短く具体的に説明を行った
り、安心できる環境を作ったり
する等の工夫を行うことが、解
決に役に立つことがあります。

毎年4月2日は国連の定めた
世界自閉症啓発デーです。厚生労
働省及び関係団体が協力して「世
界自閉症啓発デー・実行委員会」
を組織して、「自閉症」について
広く理解を得られるよう取り組
んでいます。それぞれの持つ個
性を尊重しながら、だれもが生
きやすい社会を作っていくため
に、この機会にぜひ「自閉症」に
ついて学んでみましょう。

参考文献・世界自閉症啓発デー・
日本実行委員会(公式サイト)

令和5年4月 奈良県医師会の学術部会が行う健康相談

お気軽にお問い合わせください

相談日の種類	日時	予約	主催する部会
目の健康相談	4月11日(火) 午後2時～3時	必要	奈良県眼科医会
整形外科に関する健康相談	4月20日(木) 午後3時～4時	必要 <small>*受付締切4月19日(水)</small>	奈良県医師会 整形外科部会
内科疾患に関する健康相談	4月27日(木) 午後1時30分～2時30分	必要	奈良県医師会 内科部会

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止になる場合がございますので、必ず事前にお問い合わせください

場 所 奈良県医師会館 1階 県民健康サービス室 (近鉄大和八木駅から北へ徒歩7分)

連絡先 〒634-8502 橿原市内膳町5-5-8 奈良県医師会各主催部会

TEL 0744-22-8502 FAX 0744-23-7796

花粉症

今(2月10日現在)もまだ新型コロナウイルス感染症、インフルエンザウイルス感染症などが蔓延し、その対策、治療に目が行きがちですが、今年もまた(スギ)花粉症の季節になりました。

日本気象協会によりますと、2023年春の花粉飛散開始は例年並の2月上旬からの見込みだそうです。ただ、飛散量は前年夏～冬にかけての天候が花芽の成長に好条件だったことや、昨春の飛散量が全国的に少なかったこともあり、2022年春と比べて2倍以上の飛散が予想される地域も多いそうです、万全な花粉対策が必要だそうです。

すでにご承知の方も多いかもしれませんが、主に使われる薬剤である抗アレルギー薬

の内服などは速効性に欠けるため、花粉の飛散時期が始まる半月くらい前からの早めの服用で最盛期の症状が緩和されます。

毎年症状がある方は、話題の感染症に気を取られて忘れてしまいそうになりますが、早めに医療機関を受診され、治療薬をご相談いただければと思います。

ちなみに花粉症といえば春のスギ花粉症が有名ですが、他にもスギの時期の後にヒノキ、秋頃まではイネ科、秋はブタクサなど通年あることもお忘れなきよう(花が咲いていない季節がないということ、なんらかの花粉症はいつでもあるということです)。

奈良県医師会

愛ふれ ころやあい社協

☆よろず承り所の事業の目的

地域の高齢者が、「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、

- ①長年培った知識・経験・技能を生かして就業することにより、
- ②豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいを充実するとともに、
- ③地域に活力を生み出し、地域社会の福祉と活性化に寄与することを目的としています。

☆よろず承り所の依頼募集

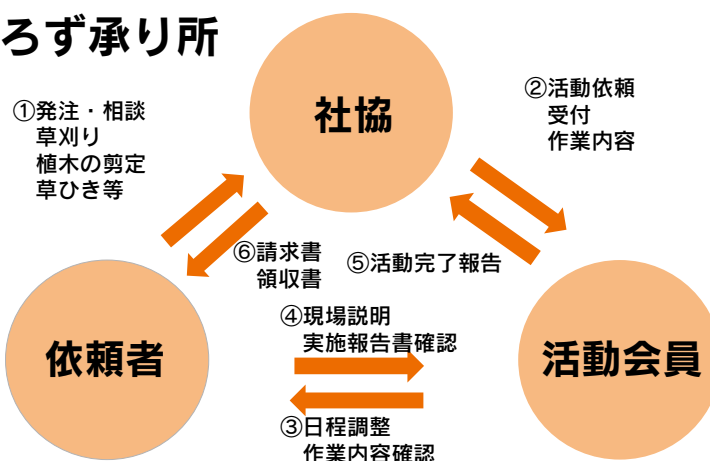
よろず承り所とは、シルバー人材センターの役割を担う社協の事業です。

ここ数年は依頼件数が減少しておりますが、令和4年度は67件の依頼を承りました。

安心・安全はもちろんのことですが、仕事も丁寧に心がけていますので、ご利用よろしくお願ひします。

ただし、高齢者の就業ですので、危険・有害な作業内容の仕事は、お引き受けしておりません。

よろず承り所



☆よろず承り所の料金を下記のとおり改訂いたします

作業料金 (単価)	〈改定前〉	〈改定後〉
◎草刈り	1200円/時間	1300円/時間
◎植木の剪定	1000円/時間	1100円/時間
◎草ひき・庭の掃除	900円/時間	1000円/時間

作業料金時間の10%の事務費

☆よろず承り所の会員募集

よろず承り所の会員は男女問わず55歳以上であれば登録できます。

ここ最近の依頼問い合わせは多様化してきており、家の掃除や片付け、家財道具の処分などの作業内容の相談があっても、お断りしている現状にあります。

なるべく様々な内容に対応できるように、経験豊富な会員を幅広く募集していますので、是非問い合わせをいただきますよう、よろしくお願ひします。

お問い合わせ先 社会福祉協議会(42-0441) 担当 伊野

こんにちは 地域包括支援センターです



介護離職を予防しましょう。

介護離職とは、介護と仕事の両立が困難となって、家族の介護のために仕事を辞めることです。雇用側としては貴重な人材を失うことになるのはもちろん、労働者側も退職後の金銭面の問題や、社会から孤立することによる精神的な負担、介護が一段落した後で再就職に苦勞するなど多くの問題があります。

介護を受ける方の状態や金銭、家族の都合でどうしても仕事を辞めなければいけない人もいますが、少しでも働き続けたいという気持ちがあるのであれば、できる限り介護離職はしない方がいいと言われています。

介護離職を予防する方法としては、

- ①介護休業や介護休暇などの「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で定められた制度を活用する。
 - ②介護保険サービスの利用を検討する。
 - ③家族や親族に相談し、協力を求める。
- 等があります。

介護と仕事の両立が心配になったりしたときには、担当のケアマネージャーさんや役場住民福祉課・地域包括支援センターへご相談ください。出前介護相談も行っています。



☆出前介護相談のご案内

- 介護疲れで話を聴いてほしい ○介護の仕方を教えてほしい
 - 介護制度に関すること 等々(秘密は厳守いたします)
- 担当者がご自宅に訪問し、介護のご相談に対応いたします。
地域包括支援センター(42-0441)にお気軽にご連絡ください。



☆障がい者介護相談のご案内

障害のある方やそのご家族を対象に暮らしの事、将来的な事、生活上の心配事等々の相談をお受けするため、住民福祉課にて窓口を開設しています。

下記の日程で来所もしくはお電話にて相談員が対応いたします。

日時 4月19日(水) 14時～17時

場所 住民ホール事務室

お問い合わせ先 住民福祉課(42-0441) ※担当相談員にお繋ぎします。

例えば、

『人と話したり関わるのが苦手・・・だけど外に出たい。何か方法はないかな?』

『福祉サービスってどうやったら使えるの?どんなものがあるの?』

『高齢になってきて、子供の将来が心配・・・。』 e t c.

※足を運ぶのはちょっと・・・『でも、直接話を聞いて欲しい!』という方は事前に上記連絡先にお知らせ頂ければ訪問させていただきます。

※相談窓口開設日以外でも、生活相談センターのどかへ直接電話相談が可能です。

TEL 0747-53-2153へご連絡いただければ相談員が対応いたします。

(のどか開所日 月曜～金曜 9時～18時30分/第1・第3土曜 13時～17時)



給食センターだより4月号




ご入学・ご進級おめでとうございます

いよいよ新しい学年での生活がスタートしました。学校給食は、栄養バランスのとれた食事子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、以下のようなさまざまなことを学ぶ教材となるものです。地域でとれる新鮮な食材を取り入れ、安全や衛生に配慮しながら、心を込めておいしい給食作りに努めてまいります。



給食等を通して学び、身に付けたいこと (保育の視点)



<h4>食事の重要性</h4>  <p>食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。</p>	<h4>心身の健康</h4>  <p>心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。</p>	<h4>食品を選択する能力</h4>  <p>正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。</p>
<h4>感謝の心</h4>  <p>食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。</p>	<h4>社会性</h4>  <p>食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。</p>	<h4>食文化</h4>  <p>各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。</p>



献立表

保護者の方へ

学校給食に関するお知らせ

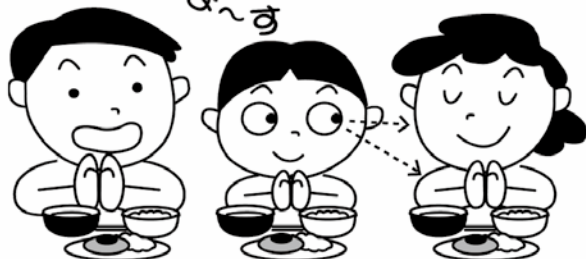
毎月、献立表を配布します。……………

ご家庭での食事作りの参考にするなど、活用ください。また、給食で初めて食べた食品でアレルギー症状が出るケースがありますので、食べたことのない食品がある場合は、ご家庭で事前に食べてみることをお勧めします。



食べる意欲は生きる意欲

いただきます



食べることは、身体を成長させ、健康を保つ大切な働きがあります。また、心も豊かにしてくれます。子どもは、常に、大人と同じことができるようになりたいという欲求があります。行動に移すことで、意欲のある子どもになります。

毎日、3回の食事は、大人と同じことができる自己表現の機会です。

ぜひ、家族みんなで、食事をする機会を増やし、楽しく団らんしましょう。

文藝



ひがしよしの

令和五年二月二十八日青嶺俳句会から

水野露草 選評

◆特選の部

早春の光をまとふ高見山 宮崎 利一

評

霊峰高見山は、どの角度から見ても山柄のすぐれた山である。

掲句は、頂に雪の残った早春の様子を詠んでいる。

作者は、光のまとった高見山の神々しい山容をしばらく見続けていたにちがいない。

山の色も窓の日差も春めけり 伊藤志津子

評

立春のあとも寒さを感じる中で、自然の諸々に春らしさを覚えてくる。

作者は、芽吹きはじめた山々の色に、又、窓から差し込む日差に春の気配を感じているのである。

荒るる庭とて草の芽の輝けり 宮崎 成子

評

春になって大地には、草々の芽が萌え出てくる。

作者は、廃屋の荒れた庭にも草の芽が出ているのを見留めたのである。

その草の芽が輝いていると感じたのは、作者のやさしさなのである。

◆準特選の部

隠沼に青空ちらと祈年祭 九十の翁降り来る樹水林

辻 佐和子 池田美砂子

◆佳作の部

水に影生れては流れ春兆す 薄氷動かぬ鯉に餌与ふ

前田 景子 秋吉 正朝

擦る手の縮緬皺に歎く冬 空色を大地にこぼす犬ふぐり

秋吉 雅子 濱田貴美子

寿の宴に梅の蕾満つ カーテンを開くれば指呼に春の山

池田美砂子 伊藤志津子

南天の実を閉ぢ込めて滝氷る 立春の月に尖る杉の影

宮下 俊二 池垣 昭美

山笑ふ地名のいはれ聞きをれば 待ちわびてまだ覚めやらぬ村の春

辻 佐和子 宮崎 利一

煮凝りを幾度もつまみ落ちにけり 日の差して消え入りさうなはだれ雪

松谷 忠則 宮崎 成子

雪嶺の高見山まで三里ほど

川村 貞子

◆入選の部

もの芽は紫緑土割つて 峠下り道は衢に風光る

前田 景子 前田 景子

踏み締めて坂道下る雪消月 鍋囲み先づは春菊香り立つ

秋吉 正朝 秋吉 正朝

雪の朝鳥の足跡でんと 対の鳶凍て風に乗り舞ひ交はず

秋吉 雅子 秋吉 雅子

一畝の半ば大根引かれたる 信号の青を映して霜雫

濱田貴美子 濱田貴美子

露の薑見つけ安らぐ日となれり 出しくる朝の茶旨し春の雪

池田美砂子 伊藤志津子

お薄点て花びら餅の金牛蒔 豆もなし古希の夫婦の節替り

宮下 俊二 宮下 俊二

風花の生まれては消ゆ空の間に 梅見月天神様の一幅を

池垣 昭美 池垣 昭美

青き踏む湯立神事の斎庭まで 寺屋根の名残の雪の雫かな

辻 佐和子 宮崎 利一

通勤の窓に過ぎ行く梅の花 小袋のままの豆まき福は内

松谷 忠則 松谷 忠則

囀にさそはれてよき目覚かな 少しだけ家路に遠く日脚伸ぶ

宮崎 成子 川村 貞子

深吉野の道駆け抜ける頬かぶり

川村 貞子

◆一般投句(俳句)

花冷えや枕辺に詩集恩師逝く 春野菜かかえた恩師ああ一夢か

元林マシミ 元林マシミ

団地でも住めば都ぞ花水木

元林マシミ

庭先に沈丁花匂いたちており 陽の光中立ち話する

福井メイ子 福井メイ子

一行の文字作る為購いし 一冊 二冊 抱へて帰る

福井メイ子 福井メイ子

雨あがる春の畑の夕暮に 土の匂ひの灰かに立てり

浦田由美子 浦田由美子

赤児抱くよふに厨に持ち帰る 冬去る畑の白菜重き

浦田由美子 浦田由美子

初蝶を見たり小さき菜園に 双葉が黒き土を割る朝

浦田由美子 浦田由美子

エッ！こんな所にさくら草が 崖つぶちの一角固まり咲きて

辻 由美子 辻 由美子

プランターのさくら草は消えたのに 鹿に知られずよくぞ育ちし

辻 由美子 辻 由美子